

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための  
県立学校における臨時休校の実施について

昨日、国において改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を本日にも発令する方針が表明されたことを踏まえ、本県については国の臨時休業の実施に関するガイドラインにおいて、感染者数が一定程度の増加幅に収まる「感染確認地域」であるものの、今後、県内における感染拡大も懸念されることから、次のとおり休校措置を行うことといたします。

1 県立学校の取扱い<県立高校及び特別支援学校における共通の取扱い>

- ① 入学式翌日から2週間の臨時休校とする。
- ② 入学式については実施する。ただし、クラスターの発生条件である3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策を行う。
- ③ 始業式については実施せず、各教室において必要な連絡事項のみ伝達する。
- ④ 臨時休校期間中は、補講等も含め生徒の登校について各学校長の判断で実施してよいものとするが、3つの密が同時に重なることを徹底的に回避する対策を行う。
- ⑤ 部活動については、原則として去る3月における臨時休校期間中と同様の取扱いとする。  
ただし、特別の事情がある場合には、保健体育課等の関係課と協議のうえ行うものとする。

2 特別支援学校における独自の取扱い

- ① 家庭等や放課後等デイサービス事業所、支援関係機関と連携協力して、児童生徒等の居場所の確保に努めることとする。
- ② 家庭等の事情により、やむを得ず自宅待機等が困難な児童生徒等については、学校において自主学習することも可能とする。
- ③ 通学バスを運行している学校においては、送迎が困難な家庭等もあることから、状況に応じて臨時休校期間中も引き続き、運行することとする。
- ④ 休校に伴い、4月9日（木）以降の給食の提供や寄宿舎の利用は行わないものとする。

3 その他

臨時休校の取扱いについては、今後の県内における感染状況や全国の状況等を踏まえて、変更することもあり得ることを念頭において感染症の拡大防止対策に万全を期すものとする。